

『国家珍宝帳』に見える「王羲之書法廿卷」の性格

黒田 洋子

はじめに

一 王羲之真蹟の集積過程

正倉院文書の中には、奈良時代の官人や僧侶らが書いた書状が約二五〇点ほど現存する。奈良時代においては帳簿や文書を記す際には通常楷書体で記した。書状を書く際には、帳簿や文書とは異なる書体を用いるという認識を持って記しており、両者の書き分けが見られる¹⁾。もとより書は用途や目的によって書体が異なるものであり、経典は楷書、公文は実用楷書、書状は行草書、というように目的や用途に応じて書体が選択され、書体自体が情報を伝達するための一つの重要な要素になっている。それゆえ書体情報を考慮することが史料の情報を引き出すことにつながる。

奈良時代の史料から「書」の情報を引き出すためには、当時の日本における「書」の受容がどのような状況であったかを見極めて行く必要がある。その一端として本稿では『国家珍宝帳』²⁾に記載された「王羲之書法廿卷」についてその性格を探ってみることにする。

奈良時代には唐における王羲之の流行を受けて、日本においてもその影響を受け王羲之の書が学ばれていたと言われる。

王羲之の書がいかなる変遷を経て大陸から日本にもたらされたのか、その流入に関する具体的な状況を直接伝える史料は残されていない。ただ、正倉院の『国家珍宝帳』の中に「王羲之書法廿卷」というのが見える。現物は今日に伝わらないが奈良時代に「王羲之書法」が皇室に蔵されていたことは事実であろう。この「王羲之書法」の性格を考えるために、まずは王羲之の書がそれまでの中国の歴代王朝において、どのような形で伝世され、いかなる集積・整理の過程を経てきたかについて確認しておく必要がある³⁾。

王羲之の書については王羲之の死後、唐代に至るまで集積と散逸が繰り返されている。以下にその経過について虞穌『論書表』や張懷瓘『二王等書録』に見えるところを追ってみる。⁴⁾

〈東晋末〉

王羲之・王献之親子の書はすでに東晋のころから愛好・収集されていた

たようである。王猷之が書いたもの十紙が簡文帝のものとなり、それが東晋末には王羲之をこよなく愛する桓玄帝の手に渡ったという。桓玄帝はまた、縑素と紙とに書かれた正書（＝楷書。以下同じ）と行書の最も美しいものをそれぞれ一帙にして常に左右に置いていた。帝が「南奔」する際、窮地に陥ってもこれらの書だけは携行したが、惨敗するに及び、所在がわからなくなってしまうた⁵という。

（南朝・宋）

明帝以前の話としては、

中世宗室諸王、尚多素嗜貴遊、不甚愛好。朝廷亦不搜求。人間所秘、往々不少。新渝惠侯、雅所愛重、懸金招買、不計貴賤。而輕薄之徒、銳意摹學、以茅屋漏汁染變紙色、加以勞辱、使類久書。真偽相糅、莫之能別、故惠侯所蓄、多有非真、然招聚既多、時有佳迹。

（『論書表』）

とあり、宋代においては、はじめ王室が書に興味を示さなかったこと、惠侯（劉義宗）は書を愛重して金に糸目をつけずに買い集めたこと、そのために民間における贋作作りが横行したことなどが見える。このころは民間に所有されるものも多かったという。また、

孝武亦纂集佳書、都鄙士人多有獻奉、真偽混雜。謝靈運母劉氏、子敬之甥、故靈運能書、而特多王法。

（同 前）

とあり、孝武帝の頃には蒐集が行われ、所々から献上されたが、真・偽が入り交じった状態であったという。後ろに謝靈運は母が子敬（王猷之）の姪であったが故に、書に優れ王法をよく伝えている話があるので、ここに言う真・偽とは王法を正しく伝えているか否かの意であろう。

その後、明帝の命により虞穌が二王の書を詳細に調査した。巢尚之・徐希秀・孫奉伯らとともに選別と整理を行い、その際の報告書として奉じられたのが『論書表』である。その経過を見てみると、

（略）及（泰始）三年之初、始玩宝迹、既科簡旧秘、再詔尋求景和時所散失、及乞左右嬖幸者、皆原往罪、兼賜其直。或有頑愚、不敢獻書。遂失五卷。多是戲學。（略）

（同 前）

泰始三（四六七）年の始めに至って初めて書蹟を鑑賞すると明帝は次第に草書に深く傾倒し、景和の内乱の際に散逸した書などを探索した。さらに、

乃使使三呉荆湘諸境、窮幽測遠、鳩集散逸。及群臣所上、数月之間、奇迹雲萃。詔臣與前將軍巢尚之・司徒參軍事徐希秀・淮南太守孫奉伯、科簡二王書、評其品題、除猥錄美、供御賞玩。遂得遊目環翰、展好寶法、錦質繡章、爛然畢觀。

（同 前）

と探索の経緯を記す。王羲之が会稽内史であり王猷之が呉興太守であったことから、とくに三呉（呉興・呉郡・会稽）の地域を探索しているのは遠く湖北・湖南地域に至るまでも探索せしめたとある。その結果、鐘繇や張芝に始まる書蹟類をくまなく探し出した。

虞穌はこうして得られた書を整理する際の装幀の方針について具体的に記しており、これは書誌情報として有用である。たとえば鐘繇の書について、

繇是榻書、悉用薄紙、厚薄不均、輒好縐起。范曄装治卷帖小勝、猶謂不精。

（同 前）

とある。前代の范曄の装幀を評価しつつも尚足りず、皺が寄らないよ

うに装幀するための工夫として裏打には薄紙を用いたという。⁶⁾ 前代の装幀については、

孝武使徐爰治護、隨紙長短、參差不同。且以數十紙為卷、披視不便、不易勞茹。善惡正草、不相分別。今所治繕、悉改其弊。(同前)

と、問題点を指摘し、今回それらを改めたとする。さらに、整理方針について、次のように述べる。

凡書雖同在一卷、要有優劣。今此一卷之中、以好者在首、下者次之、中者最後。所以然者、人之看書、必銳於開卷、懈怠於將半、既而略進、次遇中品、賞悅留連、不覺終卷。

又旧書目、帙無次第、諸帙中各有第一至于第十。脫落散乱、卷帙殊等。今各題其卷帙。所在與目相応。雖相涉入、終無雜謬。又旧以封書紙次相隨、草正混糅、善惡一貫、今各隨其品、不從本封、條目紙行、凡最字数、皆使文明、一毫靡遺。(同前)

卷の中では上等・下等・中等の順に並べ興味が持続するよう工夫した点を述べた上で、旧整理の際の問題点を指摘しながら改良点を詳細に述べている。すなわち、以前は帙の順序もなく諸帙の中に様々な等級のものが混在した状態であったが、虞祿の整理では巻と帙に題書し、目録と照合出来るようにしたこと、すなわち以前は単に紙を継ぐだけの整理で草書と楷書、上等と下等のものが入り交じっていたが、草・楷を分け、等級を分けて並べ直したこと、所在・条目・行数・字数を明らかにし、目録化したことを記す。このように虞祿の『論書表』は新旧を比較しながらの記述であり、科学的手法に則った整理の様子を伝える。

こうして、虞祿が行った整理・成巻の結果、二王に関するものは

縑素書 珊瑚軸 二帙二十四卷
紙書 金軸 二帙二十四卷
紙書 玳瑁軸 五帙 五十卷
となり、いずれも互帙(象牙の帙箋)、金字の表題、玉躔(玉製の帯留め具)、織成の帯がつけられた。このほか、

書扇 二帙二卷
紙書 梅檀軸 二帙十五卷 飛白・章草
紙書 玳瑁軸 一帙十二卷 戲学
などの他、これよりさらに下のものとして、

三品書 梅檀軸 五十二帙五百二十卷
があった。さらにこのとき新たに入手した二王の書蹟が「六帙六十卷」あり、これを「別充予備」としたという。⁷⁾

宋代に明帝の元に集積され、整理された二王の書であったが、その後「既経喪乱、多所遺失」という状態となり、斉の高帝の時にはただ、「古跡十二帙」があるばかりであった。そこで王僧虔に搜索させて、張芝や索靖を初めとする書蹟を蒐集し十巻ばかりになったことや王氏一族の書も宮中の書庫に収められたことが『二王等書録』に見える。

〈南朝・梁代〉
南朝梁代に至ると、武帝がよく凶書を好んで天下に「搜訪」せしめ、大いに収獲するところがあった。

梁武帝尤好凶書。搜訪天下、大有所獲、以旧装堅強、字有損壞。天監中、勅朱异・徐僧權・唐懷允・姚懷珍・沈熾文等析而裝之、更加

題檢、二王書大凡七十八帙七百六十七卷、並珊瑚軸織成帶金題玉
躩。侯景篡逆、藏書府。平侯景後、王僧辯搜括、並送江陵。承聖
末、魏師襲荊州、城陷、元帝將降。其夜乃聚古今圖書十四万卷并大
小二王遺迹、遺後閣舍人高善寶焚之、(略) 歷代秘寶、並為煨燼矣。

(『二王等書錄』)

発見された図書には、宋代明帝の集積した王室旧蔵本も含まれていた
のか、「旧装」があり、それらを補強したという。また「字有損壞」と
も見え、天監年間に朱异・徐僧權らに鑑定・整理をさせて装幀を施し、
題を加え、時に二王の書は七十八帙七百六十七卷、いずれも珊瑚軸、織
成の帶、金題・玉躩が施された。⁸⁾

その後、侯景の乱で梁の武帝が廃されると、書府に蔵せられた図書は
乱を鎮圧した王僧辯によって「搜括」せられ、いったんは江陵の元帝の
もとに移された。しかし承聖末年、西魏が再び江陵を攻めた際、元帝は
宮に残した舍人に「古今圖書十四万卷并大小二王遺迹」を焚かしてしま
い、これらは灰燼に帰するところとなった。その残骸から、

周将于謹、普六茹忠等拊拾遺逸凡四千卷、将帰長安 (同 前)

という状況であったが、武帝の代に集積された王羲之の書がどれほど
回収できたかは疑問である。⁹⁾

〈隋〉

隋の大業末年には、煬帝が国内の反乱を避けて江都に逃れた際、秘府
の図書を多く携行していったが、途中で船が沈没しその大半が失われた。
残るところは幾許もなかったが、煬帝弑殺の後、宇文化及のもとに帰し
た。その後宇文化及が竇建徳に討たれるといずれも亡失してしまつた。

東都洛陽に留まる書は後世に入ったものであるという。この秘府の図書
に関する話は『二王等書錄』が記していることから、この時に失われた
秘府の図書の中には、二王の書が少なからず含まれていたと思われる。

〈唐〉

唐代に入ると、貞観十三(六三九)年太宗の勅命により王羲之の書の
大搜索が行われた。

貞観十三年、勅購求右軍書、並貴價酬之、四方妙蹟、靡不畢至。勅
起居郎褚遂良・校書郎王知敬等、於玄武門西長波門外科簡、内出右
軍書、相共參校。令典儀王行真裝之。梁朝旧装紙見存者。但裁剪而
已。¹⁰⁾ (同 前)

「右軍書」すなわち王羲之の書を高値で「購求」させ、褚遂良・王知
敬らに選別・鑑定を命じ、しかる後に整理・装幀が施された。梁の整理
の際に施された旧装の紙が現存していれば、切りそろえるに留めるなど、
この時の整理の具体的状況を伝える。韋述の『叙書録』には、

其古本、亦有是梁隋官本者、梁則滿騫、徐僧權、沈熾文、朱异。隋
則江総、姚察等署記其後。太宗又令魏・褚等卷下更署名記其後。

とあり、古本で梁隋の整理の際の署記があるものには、その後に魏徴
や褚遂良の署を加えさせた。

こうして唐の太宗の時に整理・成卷された「右軍書」すなわち王羲之
の書は、

大凡二千二百九十紙、装為十三帙百二十八卷

真書 五十紙、一帙 八紙、^(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十) 随本長短為度。

行書 二百四十紙、四帙四十卷、 四尺為度。

草書 二千 紙、八帙八十卷、 以一丈二尺為度。¹¹⁾ (同前)であつた。さらにこれらは、

並金縷・雜寶裝軸、織成帙。其書每縫皆用小印印之。其文曰貞觀とあり、いずれも金縷・雜寶を用いて卷子に仕立てられ、織成(錦)の帙に納められたこと、その継目には皆、「貞觀」の印文を持った小印が押捺されたことがわかる。その後については、徐々に散逸し、搜索が続けられても、まとまって伝世することはなかつた。¹²⁾

以上見てきたように、王羲之の書は勅命による大規模な集積と、壊滅的な消失を繰り返してきた。そのような中で探索された王羲之の書とは、おそらく王羲之の書を正しく継承しているか否かで真偽の判断が下される性格のものであつたと思われる。

二 王羲之真蹟が内庫から出された状況について

太宗の勅命によって行われた大搜索と「購求」の結果、集積された鐘繇・張芝等の書蹟や王羲之父子らの書は分類整理の後、装幀を施されて成卷されると内庫に納められて「從十三年書吏門外不出、外人莫見」となつた。¹³⁾

このような門外不出の原則のもと、王羲之の書は諸事情から取り出されているが、内庫から取り出されるのはどのような場合であつたかを以下に見ていく。

まず『樂毅論』の刊記を見ると、

貞觀十三(六三九)年四月九日、奉勅内出樂毅論。是王右軍真跡。

令將仕郎直弘文館馮承素模写。賜司空趙国公長孫無忌・開府儀同三司尚書左僕射梁国公房玄齡・特進尚書左僕射申国公高士廉・吏部尚書陳国公侯君集・特進鄭国公魏徵・侍中護軍安德郡開国公楊師道等六人。於是在外乃有六本。並筆勢精妙、備盡楷則。褚遂良記。¹⁴⁾

とあり、太宗の貞觀の治を支えた文人に下賜されたことがわかる。褚遂良が「是在外乃有六本」というのは「門外不出、外人莫見」とは正反對に、六本の榻本を内庫の外に置くことを宣言するものであり、それはいわば書の姿を一般に公開することを意味している。また馮承素によって模写された六本について、並れも「筆勢精妙」で「備盡楷則」と記すのは褚遂良の名でもってその由緒が正しいことを保証するものである。¹⁵⁾

『十七帖』の帖末には、

勅、付直弘文館臣解無畏、勅充館本。臣褚遂良校無失。

という褚遂良の校記が見える。『十七帖』については、勅命によって内庫から出されると、解無畏によって模刻され、弘文館におかれて閲覧の途が開かれた。¹⁶⁾ 弘文館において学士らに書の学習が認められたことについては『唐六典』卷八、弘文館学士条に、

貞觀元年、勅見任京官文武職事、五品已上、有性愛学書、及有書性者、聽於館内学書。其法書内出、其年有二十四人入館。勅虞世南・歐陽詢教示楷法。黃門侍郎王雱奏、学生学書之暇、請置博士兼肄業焉。

と見えるから、内庫の真蹟を榻写したものが多いに学習されたであろう。¹⁷⁾

『蘭亭序』については何延之の『蘭亭記』に、

帝命供奉榻書人趙模・韓道政・馮承素・諸葛貞等四人、各榻教本、

以賜皇太子諸王近臣。¹⁸⁾

とあり、太宗が趙模ら名人に命じて蘭亭序の榻写本を作らせて皇太子を初めとする近臣に下賜している。皇太子および諸王らに真蹟の模本を作成して下賜する例は後の玄宗の代においても、以下の二例が見られる。

まず開元十六（七二八）年五月には二王の真蹟をはじめとして張芝・張旭らの真蹟総じて一五〇巻を集賢院において集字・榻写させ諸王に分賜している。¹⁹⁾

また同十七（七二九）年にも集賢院に「出付」けて二十本を榻写して皇太子・諸王に下賜し学ばせており翌々年の十九（七三一）年に内庫に再び返納している。²⁰⁾

その他にも皇太子や諸王の学習用に用いた記事はしばしば見られる。たとえば同十九年、中書令蕭嵩が探索した際、楊師道から進められた「羲之正書扇書一卷」を得たが、これを小王の行書三紙とともに合わせて成巻し内庫に治めた。これについて、

其書還出、令集賢院、榻賜皇太子以下、及潼關失守、内庫法書皆散失、初収城後。²¹⁾

とあるのでこちらも集賢院に榻写させて皇太子と諸王に下賜されている。徐浩によるとこれは、散逸した法書を補う初めてのことだという。

これらの例から推して、『蘭亭序』も、皇太子・諸王らに書の学習の目的で下賜されたのであろう。開元十六年に皇太子の学習用に集字した例が見られるが、『集字聖教序』も内庫より取り出した真蹟から集字をしたものであり、碑とすることで広く世間に王羲之の書を学ばせんとする意図からの取り出しであった。

なお、内庫より取り出した記録としては、褚遂良『右軍書目』の終わりに、

晋右軍王羲之正書、行書目、貞觀年河南公褚遂良中禁西堂、臨写之際便録出。唐初有史目、實（録）此之標目、蓋其類也。（未見草書目）²²⁾と見え、禁中の西堂において臨写した際に、その書目を書き出した経緯を記す。この時に臨写したものや褚遂良が作成したこの王羲之目録も、禁中あるいは弘文館に学習用に充当して備え置かれたものであろう。ちなみにこの時点における目録は正書と行書の目録であり、草書については、「未だ目を見ず」とある。草書に関しては韋述の『叙書録』に、

其草跡、又令河南（褚遂良）真書小字帖紙影之。²³⁾

と見え、褚遂良に楷書の小字を添えて影写させたのである。正書・行書のものよりも全体量が多い上に判読の工夫も必要だったであろうから、若干整理が遅れた状況が窺える。

以上、勅命による内庫からの王羲之の書の取り出しが、皇太子・諸王や近臣、あるいは弘文館に出入りする学士らの閲覧に供する目的で行われ、榻写・下賜された状況を見てきた。

一方、門外不出の大原則にもかかわらず、非公式に庫外に持ち出されることもあった。以下にその状況を徐浩の『古蹟記』に見ていく。²⁴⁾

則天太后賞納言狄仁傑能書。仁傑云、臣自幼以来、不見好本。只率愚性、何由得能。則天乃内出二王真迹二十卷、遣五品中使示諸宰相、看訖表謝、登時将入。（『古蹟記』）

武則天が狄仁傑の書を褒めた際、狄仁傑が自分は小さい頃から良い手本を見たことがないと言ったのに対し、武則天が内庫より二王の真蹟二

十巻を出して 諸宰相に遣わして見せたが、それぞれ見終わって謝を表すと、自分のものにしてしまったという。

また中宋の時には、

中書令宗楚客奏事承恩、乃乞大小二王真蹟。勅賜二十巻、大小各十軸。楚客遂裝作十二扇屏風、以褚遂良間居賦・枯樹賦、為脚、因大會貴要、張以示之。時薛稷、崔湜、盧藏用廢食歎美。不復宴樂。

(同 前)

宗楚客が大小二王の真蹟を乞いて中宋は父子それぞれ十軸ずつを宗楚客に勅賜した。宗楚客はこれで十二の扇屏風を作り褚遂良の書いた賦を脚に用い、そのお披露目を開いた。時に薛稷・崔湜・盧藏用は嘆いて三人は二度と宴を楽しむことはなかったという。

安樂公主とその婿については、

婿武延秀在坐、婦以告公主曰、主言承恩、未為富貴、適過宗令、別得賜書。一席觀之、輕餐忘食、及明謁見、頗有怨言。帝令開緘、傾庫悉与之。延秀復會賓客、拳櫃令看。分散朝廷、無復寶惜。

(同 前)

安樂公主の婿となった武延秀が中宋に怨言を連ねると中宋は内庫を開緘せしめて庫を傾ける如くに悉く与えた。延秀は宴を披いて客達に櫃を挙げて見せた。それにより分散してしまったが宝を惜しむことはなかったという。また太平公主については、

太平公主取五帙五十巻、別造胡書四字印緘。宰相各三十巻、將軍駙馬各十巻。自此内庫真蹟。散落諸家。

(同 前)

太平公主は五帙五十巻をとりだして別に作った異民族のデタラメな四

文字印を捺して宰相等に冊巻、將軍等にそれぞれ十巻ずつ与えてしまった。こうして内庫の真蹟は諸家に散落していったという。

なお太平公主については、樂毅論にかなり心酔し執心していたらしく、

太平公主愛樂毅論、以織成袋盛、置作箱裏。及籍没後、有咸陽老嫗竊拳袖中、縣吏尋覓、捩而奔趨、嫗乃驚懼、投之竈下。(同 前)

といった顛末を載せる。蘭亭序については太宗の遺言によって昭陵に埋葬されたという逸話もあり、両者とも信憑性については不明であるが、散逸を惜しんでこのような逸話が形成されたのであろう。これらの公主の話に限らず、散逸についてはやや逸話めいた記事が多い。いずれにせよ知らぬ間に散逸してしまったのであろう。

集積した努力もむなしくこうして内庫より持ち出されて徐々に散逸していった書の顛末については知る由もないが、その後も回収が続けられて天寶年中に再度搜索と買戻しが行われている。韋述『叙書録』には、
蕭令尋奏滑州人家藏右軍扇上真書宣示及小王行書白騎遂等二巻、勅命滑州給駅齋書本赴京。其書扇有貞觀旧標織成題字、奉進、上書本留内、賜絹一百疋以遣之、竟亦不問得書所由。²⁵⁾

と見え、民間で発見された様子を伝える。

徐浩も使となって市井の凶書の索訪にあたっているが、その際、
有商胡穆聿在書行販古跡、往々以織成標軸得好凶書。臣奏直集賢、令求書画。²⁶⁾

とあり、西域商人が書店で「古跡」を販売していた様子が窺える。往々にして、織成の標や軸のついた好い凶書(宋代の整理によるもの)があるので、徐浩が集賢院に知らせ書画を購求させたという。このよう

に西域に通ずる市場に出回っているものもあった。²⁷⁾

その他、流出した書蹟の類については盧元卿『法書録』によると、

貞元十一年正月、於都官郎中竇衆興化宅、見王廙書・鐘會書各一卷。

武都公李造押名。又兩卷並古錦標玉軸、每卷十余人書。内一卷開皇

十八年押署、有内史薛道衡署名、前後所見貞觀十三年及開元五年書

法。²⁸⁾

とあり、かつて内庫に納められていた書蹟が流失して保有されていたと思われる。²⁹⁾

以上のように、本来は内庫に秘藏され「門外不出」、「外人莫見」のほ
ずであった王羲之の書が、庫外に流出し、或いは焼失し、或いは貴族の
邸宅に保有され、或いは西域商人が関与する広大な流通市場に散逸する
状況を垣間みることができる。一部は再び内庫に吸収されるものの、民
間に散逸したものが多かった。そこから多くの複製が作られ、或いは偽
帖を生み出す母体となったのも事実であろう。ある意味で王羲之の書の
普及に一役買っていたと思われる。

以上、太宗が王羲之の書を大規模搜索により蒐集・整理した後の取り
出し状況を確認した。それは太宗の勅命により学習の目的で内庫より出
されて模写・模刻がなされ、褚遂良のお墨付きと共に世に広まる契機を
与えられた状況と、不埒にも庫外に持ち出されて散逸の危険に晒されな
がら市井に消えていく状況であった。以上のように太宗以後、二つの契
機をもって世に投じられた王羲之の書であったが、奈良時代の日本にお
いてはどのように受容され習得されたのであろうか。

三 『献物帳』に見える王羲之「書法廿卷」について

正倉院に所蔵されている天平勝宝八歳六月二十一日『献物帳』には王
羲之の「書法廿卷」が見える。これに関して神田喜一郎氏・米田雄介氏
が解説されているほか、各所で言及されている。³⁰⁾

それら先学によると当時の日本の宮廷において王羲之に傾倒する傾向
や宮廷を中心とした流行が見られたことが指摘され、王羲之の受容と流
行がその後の日本の書に多大な影響を与えたことが指摘されている。

天平勝宝八年の『献物帳』に見える王羲之の「書法廿卷」は「双倉北
雑物出用帳」によると、その後天応元年八月十二日に全部が持ち出され
た。そのうちの一部、十二巻は八月十八日に返納、残りの八巻は延暦三
年三月廿九日に返納された記録が残る。³¹⁾その後、弘仁十一年十月三日に
再度出蔵・沽却され、二度と正倉院の庫中に戻ることにはなかった。³²⁾

ちなみに正倉院文書に見える奈良時代に伝来していた王羲之の書とし
ては、『献物帳』に記載されている「書法廿卷」のほかに『大小王真跡
帳』³³⁾に見える王羲之と王献之の書、『屏風花氈帳』に見える「臨王羲之
諸帖」などが知られ、その他、後述する光明皇后が臨模した「楽毅論」
の底本なども存在したのであろう。

では、この『献物帳』に見える王羲之の「書法廿卷」とはどのような
ものであったのだろうか。最初に『献物帳』の記載を確認しておく。

書法廿卷

榻晋右將軍王羲之草書卷第一 廿五行 黄紙 紫檀軸
紺綾標 綺帶

同義之草書卷第二 五十行 蘇芳紙 紫檀軸
 紺綾標 綺帶
 同義之草書卷第三 卅五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第四 五十四行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第五 卅五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第六 卅一行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第七 卅六行 白紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第八 卅四行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第九 卅五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之草書卷第十 廿五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之書卷第五十一 真草千字文二百三行 淺黃紙
 紺綾標 綺帶 (付箋)「紫檀軸」
 同義之書卷第五十二 卅七行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之書卷第五十三 廿一行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之書卷第五十四 廿一行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之書卷第五十五 廿五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶

同義之行書卷第五十六 卅一行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之書卷第五十八 卅五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之書卷第五十九 廿五行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之行書卷第六十 卅七行 黃紙 紫檀軸 紺綾標
 綺帶
 同義之扇書一卷 廿行 黃紙 紫檀花軸 碧地錦標
 綺帶
 裏衣香三袋 一袋小一斤七両一分 一袋小一斤十三両
 一袋八両二分
 右、並納銀平脱箱、々亦納高麗錦袋

〈外観〉

①巻数の構成をみると巻一〜十と、五十一〜六十(巻五七を除く)と見えており、扇書³⁴⁾一卷と合わせて全二十巻で構成されている。おそらくは全部で六十巻以上からなる榻書本「王羲之書法」の中からさらに二十巻を選び出して構成したものであろう。

またこの「書法廿巻」に関しては神田喜一郎氏は、「わが宮廷では、それをどうして入手せられたか経路は明らかではないが、ともかく中国から取り寄せられたものに相違ない。」とし、廿巻もの王羲之の榻模本を作るとなると唐の宮廷よりほかに考えられないとする³⁵⁾。これに対して日本で仕立てられたとする説もあるが、当時の日本に皇室に献上する王羲之書法の底本となりうる書が存在したとは考えられないので、神田氏が指摘するように大陸で制作されたものが将来されたのであろう。以下

でこの「書法廿卷」の構成をもう少し詳細に検討してみたい。

②巻物の姿はすべて紫檀軸で、扇書が碧地錦である他は紺綾の表紙と綺の帯で統一されている。それぞれの行数をみると、五十行以下であるので、草書であることを考慮しても太い巻物ではなかったようである。³⁷⁾

巻五十一の「真草千字文」のみは二〇三行とある。他の巻に比べて行数は多いが、他の巻が尺牘のように字の間幅が大きく、紙幅を取るのに対し、千字文は現存千字文のように恐らく行間を詰めて書くであろうから巻幅としては他の巻と大差なかったと思われる。ちなみに、千字文を一行十字で書くと百行になる。これが「真草」すなわち楷書と草書のダブルで二百行、これは、関中千字文・小川千字文と同様の字割と行数とすることになる。³⁸⁾三行は内題・作者名・尾題であろうか。

③全体の外観は二十巻の巻物であるが、帙の記載がないので、帙にまとめられたものではなく、『猷物帳』の記載の末尾にある、「銀平脱箱」に収められていたようである。しかも二十巻もの巻物ではあるが、この「銀平脱箱」は前出の「双倉北雑物出用帳」の天応元年八月の記事に、

書法廿卷（納平脱箱一合）／其装具及紙行数詳於猷入帳

とあるから、二十巻で一合の箱に収められていたようである。上述したように一巻が比較的細い巻物であったので一箱に収まる体裁であったのである。銀平脱箱はさらに高麗錦の袋に入れられていた。

〈内容構成〉

はじめに『猷物帳』所載の「書法二十卷」セットの母体となった六十巻以上からなる「王羲之書法」について、その内容構成を考察してみる。

①王羲之書法として編纂された六十巻かあるいはそれ以上の榻模本で

あったようであるが、その冒頭の巻一から巻十に草書がおかれている。

②巻五十一の割書に「真草千字文二百三行」とあって、巻五十一に「真草千字文」二〇三行の巻があったことがわかる。

③巻五十二以降は「同（王）羲之書」となっているが、巻五十六と巻六十だけは「同（王）羲之行書」と、ランダムに行書の巻が混じっている。

先に見たように中国の歴代王朝によって蒐集された王羲之の書は、虞酥の頃より正書・行書・草書の順に整理され、目録もその順で編纂される。あるいは、書論等で書を論ずる際にも正書・行書・草書の順に論じていく。これは王羲之以外の真蹟あるいは真行草以外の書体を含む場合においても、篆書・隸書・真書・行書・草書の順となり、草書を筆頭において楷書や行書をその後ろに配列して編纂することはない。

したがって、巻十一から巻四十九までに楷書や行書が存在したとは考えられず、この「王羲之書法」とは王羲之の草書のみをの書法、すなわち草書に特化して編纂された榻写本と考えられる。

さらに、蒐集した書を分類整理して編集する際、先に虞酥の『論書表』の整理方針に見たように、通常上等の書から順に品級に随って整理するから、最初の巻一から巻十までに最上級の書が収められたと考えられる。張彦遠が作成した唐代の王羲之草書目録である『右軍書記』³⁹⁾の冒頭は『十七帖』であるが、これは一百七行とあるから『猷物帳』に見える巻一の廿五行、あるいは分巻されていたとしても巻二・巻三までの合計数と行数が一致しない。行数から帖の配列を類推するのは難しいが、『右軍書記』が内庫の姿に近いと想定した場合、「書法廿卷」に見える行数と『右軍書記』に見える行数とが対応しない。従って、「王羲之書法」

は内庫の草書すべての複製本ではなかったと考えられる。全く別に「書法」すなわち草書の手本としての順列が考慮され編集されたものと考えられるのである。卷十一以降も等級順に収められたであろうから、今我々が『右軍書記』によって見られるものうち、学習に資するようなものは卷五十までに収まっていたのではないかと思われる。

その後卷五十一以降は若干バリエーションのあるもの、すなわち真正銘の王羲之の書とは言えないものを収録し、その筆頭として集字による「千字文」を収録したものとされる。では、卷五十二から六十までについては、いかなる性格のものが収録されていたであろうか。前章で触れた虞蘇の『論書表』に、子敬すなわち王献之の書の整理方針について書かれた部分ではあるが、

孝武撰子敬学書戲習十卷為帙。伝云、戲学而不題。或真行草草、雜在一紙、或重作数字、或学前輩名人能書者、或有聊爾戲習、既不留意、又殊猥劣。徒聞則録、曾不披簡。卷小者数紙、大者数十、巨細差懸、不相匹類。是以更裁減、以二丈為度。亦取小王書古詩賦讀論、或草或正、言無次第者、入戲学部。其有惡者、悉皆刪去。卷既調均、書又精好。^④

と見える。孝武帝の勅命によって遍く回収した書の中には習書まがいのものも混在していたのであろう。十卷一帙という相当な量が置かれていたという。これらは真・行・草入り交じっていたり、数字を重複して記したり、名人の書を真似たり、とくに留意して書いたものではないもの、古詩賦讀論などを書いたもの、あるいは言葉に順序のないものであったが、虞蘇は戲学の部に整理し、精好なものとして収録したという。^④

これは先に確認した整理後の一覧の中にも後方に見える。

『献物帳』の「書法廿卷」のうち卷五十二以降は「羲之書」とするだけで書体の別が明記されていなかったり、卷五十六と卷六十のようにアトランダムに「行書」と注記されたものが置かれている。このことから卷五十二以降にはこう言った戲学・戲習の類、すなわち真・行・草入り交じっていたり、留意して書いたものではないもの、古詩賦讀論の習書や言葉に順序のないものなどが収録されていたのではないだろうか。

以上、『献物帳』所載の「書法廿卷」の母体の性格について考察した。それは内庫の草書全ての複製本ではなく、草書の学習に特化されて編集された書法Ⅱ手本であったと考えられる。この中からさらに、①最上級の卷一から卷十、②真草千字文すなわち草書に対し楷書の「対訳」の付いた、いわば草書の参考書である卷五十一、③言葉のまとまりはないが文字として練習しやすいもの、あるいは真・行・草が交わり、イレギュラーで目に楽しく、草書の初学者の興味をひくような卷五十二から六十、④前章で見たように、唐では皇太子の学習にも供されたことのある扇書、の四つが抽出されたのが、『献物帳』に見える「書法廿卷」である。その構成とはいわばこれから草書を学ぼうとする初学者を対象に考案された、手習い箱のようなものであったと考えられる。^④

四 王羲之「書法廿卷」とともに見える「献物」について

『献物帳』によると、先に検討した王羲之「書法廿卷」は銀平脱箱に納められ、さらに高麗錦袋に入れて、赤漆文櫛木の厨子の中に置かれて

いた。厨子の中に並んで納められていたのは、聖武天皇が光明皇后に送った「信幣物」を納めた箱と御書四巻を納めた白葛箱などである。⁴³これらのうち、白葛箱の中身について確認しておきたい。⁴⁴

白葛箱に納められた御書四巻とは「雑集」・「孝経」・「頭陀寺碑文并杜家立成」・「楽毅論」の四巻である。このうち孝経は今に伝わらないが残りの四巻は正倉院に伝存している。以下にそれぞれがいかなる性格のものであるかを簡単に確認しておきたい。

まず雑集は、『献物帳』に「平城宮御宇 後太上天皇御書」とあり、現在正倉院に伝存している聖武天皇筆の四十七張からなる巻物がこれにあたる。褚遂良風の楷書体作品で、完成度が高く楷書作品の最高峰とされている。⁴⁵亡くなった皇太子某王の追善のための書写といわれる。供養物としても天皇の身边に置かれたのであろうが、楷書作品としておかれていたと見ることもできる。

次に「頭陀寺碑文并杜家立成」については『献物帳』を見ると、「頭陀寺碑文」⁴⁶と「杜家立成」⁴⁷は合綴されて一つの巻物となっているが、「頭陀寺碑文」は現在正倉院に伝わっておらず、「杜家立成」のみ伝世している。また『献物帳』に「皇太后御書」とあり光明皇后の筆とされている。

この「頭陀寺碑文并杜家立成」と次に述べる「楽毅論」については、中田勇次郎氏と丸山裕美子氏の研究があり、この二つが優れた「書」として珍重され、「書」の正本とされたことを述べられている。⁴⁸

「頭陀寺碑文」は「斉国録事参軍瑯琊王中(巾)撰」と題して今の武昌に建てられていたが、唐代には既に失われており、代わりに開元六年、張廷珪による八分書の碑が建てられたという。張廷珪は李邕と親交

がありまた、楷書や八部の名家であった。この碑は後に重刻され、宋代の金石著録、王象之『余地碑記目』卷二・『宝刻類編』に収録されている。碑文の撰者である王中はその姓と出身地から、王羲之の末柄と考えられ、王羲之にゆかりのある書の素材であったといえよう。

「頭陀寺碑文」には殷令名の書したのもあったことが、米芾『宝晋英光集』⁴⁹によって知られる。殷令名も張廷珪と同様、初唐の楷書の名手として知られ、開元六年建立の張廷珪の碑より古い。

以上、「頭陀寺碑文」が王羲之ともゆかりのある王中撰であり、唐において書の材料として用いられていたこと、とりわけ、楷書作品の素材であったことが知られる。

一方、「杜家立成」も丸山氏が指摘されているように書の教材であったと思われるが、正倉院に伝存する光明皇后筆の「杜家立成」は、書簡ということを意識したためか行書体で書かれている。

「楽毅論」は戦国時代の燕の宰相楽毅の言行を、三国時代の魏の夏侯玄が論じた書物であるが、王羲之が楷書で書いたものが伝世し、王羲之の目録『右軍書目』の正書の筆頭にあげられており、しばしば書の題材として書される。正倉院に伝存している楽毅論は巻末に光明皇后の署款があり、『献物帳』に「皇太后御書 白麻紙三紙、全四十三行」とみえ、『右軍書目』に「四十四行」とあるのとはほぼ同じである。従って先に触れた貞観一三年に勅命により内庫より取り出して榻写・下賜されたもの由来する底本をもとにした可能性もある。⁵⁰

以上に述べてきた三巻は正倉院に伝世しているが、『献物帳』にはこ

これらの他に「孝経一卷」の記載がある。この「孝経」は伝存せず「平城宮御宇 中太上天皇御書」すなわち元正天皇の筆とあるが、どのような経緯があったのか知る手がかりはまったくない。

「孝経」については書の題材としてしばしば用いられており、草書のもの（賀智章「孝経」（三の丸尚蔵館所蔵）ほか）と隸書のもの（石台孝経）（西安碑林博物館所蔵）ほか）がある。しかもいずれも元正天皇の時代より後の成立であり元正天皇筆の考経がどのような手本をもとに異なる書体で書いたものかは全くわからない。⁵¹

結

以上のように、四つの「書」について考えてみるとこの四つとは、まさに王羲之「書法廿卷」と対をなす性格のものであったと考えられる。すなわち聖武天皇と光明皇后がそれぞれ臨写した「雑集」と「楽毅論」はいずれも楷書の作品であり、「頭陀寺碑文」も楷書作品、「杜家立成」は行書の作品であった。「孝経」については詳細は不明であるが、白葛箱には、聖武天皇と光明皇后が大事にしていた楷書作品と行書作品が納められていたのである。赤漆文櫨木厨子には、刀子や帯、牙笏などといった天皇の座右の品々が収納されていたというから、まさしく白葛箱と銀平脱箱とは対になって置かれた座右の「書」であった。一方は楷書で、一方は草書であった。そして一方は自らが習得した完成作品であり、一方は未習得の手習い用のテキストであった。

註

(1) 黒田洋子「啓」の由来と性格―書状の三つの要素から―（二〇一五年一月一日東京大学史学会古代史部会報告）。

(2) 『東大寺献物帳』ともいわれる。北倉一五八、『大日本古文書』四巻一二一頁。以下『国家珍宝帳』は『献物帳』とする。また『大日本古文書』記載箇所については『大日古』巻数―頁と示す。なお『献物帳』については神田喜一郎「正倉院の書蹟の概観」・内藤乾吉「正倉院古文書の書史的研究所」（『正倉院の書蹟』日本経済新聞社、一九六四年）、堀江知彦「飛鳥・奈良時代の書風」（『書の日本史』第一巻飛鳥・奈良、平凡社、一九七五年）、中田勇次郎「解説」（『書道芸術』第十一巻―聖徳太子聖武天皇 光明皇后―、中央公論社、一九七二年）を参照。

(3) 王羲之の書の集積過程については、中田勇次郎『王羲之を中心とする法帖の研究』第一章（二玄社、一九六〇年初版）、『王羲之解説』（『王羲之 集字聖教序』（書聖名品選集3）、マール社、一九八五年初版）、魚住和晃『書聖 王羲之』（岩波書店、二〇一三年、第二章）をはじめとし、多くの論究がある。

(4) 虞穌『論書表』・張懷瓘『二王等書録』（張彦遠『法書要録』巻二・卷四所収）。『法書要録』については範祥雍・啓功校訂による中国美術論著叢刊本（人民美術出版社、二〇〇五年第三版（一九八四年初版））を用いた。以下『法書要録』はすべてこれに依る。

宋より以前についての記述は『論書表』の方が内容が詳細である。『二王等書録』には『論書表』と同文の部分があり、張懷瓘が『論書表』の内容を簡略化しつつ引用したものと思われる。

現在に伝わる虞穌の「論書表」について、内容構成をみると、主に後半の二王の逸話を綴った部分などに文章が錯綜して通じにくい部分があり、多少の錯簡があるものと言われている（杉村邦彦「論書表 宋・虞穌」

解説(『中国書論大系』第一巻、漢魏晋南北朝、二玄社、一九七七年)。

しかし虞蘇の「論書表」は、勅命による整理の報告書であるので、逸話の伝聞はさておき虞蘇自身が関与した整理の記載については事実に近いものと思われる。また杉村氏が指摘するように、張彦遠が『法書要録』で虞蘇を梁の人として巻二に収録するが、宋の誤り。

なお、以下に述べる王羲之の書の集積過程については、この『二王等書録』と『論書表』及び、徐浩『古蹟記』(同巻三)、韋述『叙書録』(同巻四)、盧元卿『法書録』(同巻四)、旧唐書『褚遂良伝等』によった。なお、『法書要録』には後漢以降唐代までの様々な論書を収録するが、中には「偽託之作」もあり事実判断に慎重を要する(張彦遠の編纂方針等については『法書要録』冒頭簡介参照)。

(5) 『二王等書録』は多少潤色を加え「並投於江」(これら全て揚子江に投じてしまった)と記してある(前掲註(4)、一四六頁)。

(6) 子敬(王献之)の学書戯習の書の整理については、「今榻書皆用大厚紙、混若一体。同度剪裁皆斎、又補接敗字、体勢不失、墨色更明。」の一文があり、大きな厚紙を用いたとある。なお「榻」||「裏打」の解釈については杉村前掲註(4)一九七頁参照。

(7) 『二王等書録』は「六帙百二十巻」とする(前掲註(4)、一四七頁)。

(8) 後代の法帖類の巻末に「僧権」の二文字があるのはこの時王室に蔵せられていたことを意味し、由緒正しい証であることを意味する。恐らくは贋作などにも盛んに付けられたであろう。

(9) 『二王等書録』(『法書要録』巻四、一四八頁)。

(10) 徐浩『古蹟記』に「承前偽迹臣所棄者、盡被取買、皆獲官賞」と言った有様を伝える(前掲註(4)、一二三頁)。ちなみに『二王等書録』に、「大令書、不之購也」(前掲註(9))とあり、王献之の書は購求しなかつたという。

(11) 韋述『叙書録』には「凡真行二百九十紙、装為七十巻、草書二千紙、装為八十巻、」(『法書要録』巻四、一六五頁)とある。このほか献之や張芝の書も若干回収し同様に整理・成巻したことが見える。

(12) 「既所不尚、散在人間、或有進献、多堆於翰林雜書中、玉石混居、薰蕕同器」また、「是以二王書中、多有偽迹、好事所蓄」といった状況を伝える(『二王等書録』(『法書要録』巻四、一四九頁))。

(13) 徐浩『古蹟記』(『法書要録』巻三、一二〇頁)。

(14) 褚河南『榻本樂毅記』(『法書要録』巻三、一三一頁)。

(15) あるいは日本で光明皇后が臨写したという楽毅論も底本はこのあたりから派生した系統のものかもしれない(第四章参照)。

(16) 桃山艸介「王羲之解説―その個人史をめぐって―」(『書聖名品集二 王羲之 蘭亭叙・十七帖』一四一頁、マール社、一九八五年)では、「充館本」||「学習本」とし、学習用に改変された可能性について言及する。

(17) 『大唐六典』(広池学園事業部、一九七三年)一九三頁。また、「榻書手三人/貞観二十三年置、龍朔三年、館内法書、九百四十九巻、並装進、其榻書停、神龍元年又置、」と榻書本の充実ぶりが窺える。

(18) 『法所要録』巻三、一三〇頁。

(19) 唐韋述『徐書録』(『法所要録』巻四、一六五頁)。

(20) 唐徐浩『古蹟記』(『法書要録』巻三、一二二頁)。

(21) 同前掲註(20)。

(22) 『法書要録』巻三、九九頁。

(23) 『法書要録』巻四、一六六頁。

(24) 徐浩『古蹟記』(『法書要録』巻三、一二〇頁)。

(25) 『法書要録』巻四、一六六頁。徐浩『古蹟記』も同様(同巻三、一二三頁)。

(26) 同前掲註(24)一二二頁。

(27) かくして玄宗の開元五年十一月には大小二王の真蹟百五十八巻(大王

正書三卷(黄庭経第一他)行書一百五卷、草書一百五十卷、小王書三十卷、正書二卷、)を再び宮中に納めた(前掲註(24))。韋述『叙書録』によるとこのとき検校して表紙を交換し、一巻を二巻に分けたという。総じて八十卷。八〇×二〇一六〇卷のうち、大王の書が一三〇卷、小王の書が二八卷、張芝・張旭の書が各一巻で、王羲之の真・行書は黄庭・告誓の四卷のみという。陸元悌らは前代の名賢・押署を削つて己の名に替え、上から「自書」して「開元」の印を押した。

(28) 『法書要録』卷四、一七〇頁。

(29) 寶衆は徐浩『古蹟記』に「寶蒙の弟」で、「並久遊翰苑、皆好圖書、辯偽知真、無出其右」と評される人物。書画に通じ『述書賦』を著した。

(30) 神田前掲註(2) 論文一五〜一六頁。内容については米田雄介「覚書 東大寺献物帳(七)―正倉院宝物の原簿―」(『古代文化』六一卷三号、二〇〇九年)が詳しい。

(31) 『大日占』四一九九、二〇一、二〇四。なお、返却された八卷のうち、返納記録の巻の行数が異なることにより、正倉院に別の王羲之書法があったとする説がある(魚住前掲註(3) 書二一八頁)。「卅」と「卅」の書き誤りは他の帳簿記載等においしはば見られるので、返納記録に「卅四」「卅六」とあるのは「卅四」「卅六」の書き誤りと思われる。

(32) その後活却されたものの一部が三の丸尚蔵館に残る「喪乱帖」であることこの考証については米田前掲註(30) 論文参照。神田前掲註(2) 論文にも言及がある。

(33) 中田勇次郎『書道芸術第十一卷―聖徳太子 聖武天皇 光明皇后―』(中央公論社、一九七二年)に解説と写真がある。なお、『大小王真跡帳』には「大小王真跡書一巻(黄半紙面有大王書九行七十七字背有小王書十行九十九字両端黏青褐紙、又胡桃褐紙裏着紫綺帶水精軸)」とある。

(34) 扇書に関しては、神田喜一郎氏が黒川真頼「東大寺献物帳考証」や沈

曾植氏の説を紹介して、「扇〓箆」で、集韻に「箆。實洽切。音僕。同箆。

行書也。秦使徒隸助官書。草箆以為行事。謂草行之間取其疾速。不留意楷法也。」とあることから「行草間の疾速」と説明されている(神田喜一郎氏前掲註(2) 論文一六頁)。王羲之の扇書に関しては虞祿の『論書表』に「書扇二帙二卷」、韋述『叙書録』にも「右軍扇上真書宣示」、徐浩の『古蹟記』には「羲之正書扇書」武平一徐氏『法書記』に「扇書樂毅、告誓、黄庭」などと書かれた史料がある(『法書要録』一一二・一一五頁)。また、「扇書告誓等四卷」(徐浩『古蹟記』一一三頁四行目)とあるように、「宣旨」「告誓」又は正書と関連するものが多い。

(35) 神田前掲註(2) 論文一六頁。

(36) 魚住前掲註(3) 書二一九頁。

(37) 草書のもものは、書かれるものの性格上、正書・行書に比べて一紙の行数が少なくなると考えられる。

(38) 千字文は、南朝・梁(五〇二〜五四九)の武帝が、周興嗣(四七〇〜五二二)に命じて作成させたもの。文字は、王羲之の字を殷鉄石に命じて集字させ、書の手本とし、その後広く文字の習得のためのテキストとして普及したといわれる。千字文が、勅命等で歴代王室が蒐集した王羲之の書に組み込まれた形跡はない。なお、ここに見える真草千字文を国宝「智永真跡真草千字文」と見る説があるが(内藤湖南「正倉院の書道」(『正倉院の研究』八頁、一九四七年、明和書院)、魚住和晃氏が否定されている(前掲註(3) 書、二一八頁)。

(39) 『法書要録』卷十。中田前掲註(3) 書、第二章「張彦遠の二王書録」参照。張彦遠が作成した『右軍書記』は王羲之の草書の目録であるが、中田氏によれば、書体が混在して書かれているものもあり、正・行書の目録と言われる『右軍書目』と重複するものもあるとする。『献物帳』所載「王羲之書法」二十卷とは行数の関係が不明であるが、内容的には

重複するであろう。

(40) 『法書要録』巻二、三九頁。

(41) 中田勇次郎氏は、虞蘇の『論書表』から戲習は「王の書をまねて手すさびに書いたもの」、学書は「王の書を見て稽古したもの」とされる(前掲註(3) 論文、三頁)。唐代整理後の「草書二千紙」には戲習の類も含まれていたと思われる。

(42) 巻五十一から六十のうち、巻五十七が存在しないのは、セツトに扇書一卷を加えるためであったのではないか。手習い箱一式として二十巻揃えにするのに、珍しい扇書一卷を加えるために、重要度の低いと判断された巻(巻五十七)が除かれて、あえて『献物帳』に見えるような構成となつたのではないか。さらに想像を逞しくすれば一卷の行数が多くても六〇行を超えない。どのような体裁であったかは全く不明であるが、仮に五六センチの紙に、一五行見当としても四紙相当であるから、一卷は千字文を除いてそれほど太くはなく、最初から実際の手習いに供することを意図して仕立てられたと考えられる。

ちなみに唐の太宗によつて蒐集された王羲之の草書は当初一丈二尺に成巻・整理され、さらに開元五年に勅により「檢校・換纒、分一卷為兩卷」(前掲註(23)、一六六頁)とあるから、ここで想定されるものより長かつたと考えられる。また『右軍書記』巻末に「已上右軍書語、都計四百六十五帖」とみえるから、これを先に確認した、太宗が集積した草書「八十卷」分とすると一卷五・八帖見当となる。とすると大まかにいって一卷六尺で六帖となる。巻数によつて多少があるので真相は不明であるが、突き詰めていくと数値上真蹟との関係が解明できるかもしれない。

(43) 『献物帳』では「信幣物」を納めた箱の記載に「徐物」の付箋が貼られている。またこれらの箱の後には「御刀子」・「御帯」などの記載が見える(『大日本古文書』四一一二六頁)。

(44) これらの「献物」については米田前掲註(30)論文に詳細な解説がある。

(45) 神田・堀江・中田前掲註(2)論文に詳細。内容は六朝から唐にかけての仏教に関する詩文集であるが、書物としてどのような経緯で編纂されたかなどの詳細は不明である。

(46) 「頭陀寺碑文」は『文選』巻五十九にも収録される。

(47) 「杜家立成」は全十九紙、書儀すなわち書簡文例三十五種からなる。

(48) 中田前掲註(2)論文・丸山裕美子「敦煌写本「月儀」「朋友書儀」と日本伝来「杜家立成雑書要略」——東アジアの月儀・書儀——(『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫発行、汲古書院、二〇一三年)

(49) 文淵閣本『四庫全書』第一一六冊集部五五別集類。

(50) 褚遂良が記した『樂毅論』の真蹟榻写本の刊記・褚河南「榻本樂毅記」(『法書要録』巻三)については第二章参照。註(34)で見たように扇書の「樂毅論」があつたようであるから、豪放な書きぶりが指摘される光明皇后の「樂毅論」の手本はこういう書体のものであつたかもしれない。

(51) 「孝経」は経書のテキストの一つで、唐の玄宗帝の頃までは古文と今文で解釈が異なるなどしていた。日本においては論語と並んで重要視されていた。なお、これら四巻の他に、慶雲四年七月二十六日の記載を持つ「王勃詩序」二巻二十九張が中倉に伝来する。元正天皇筆の「孝経」がないことから、代わりに同じ元正天皇宸筆の「王勃詩序」が施入されたとみる説もある(「王勃詩序」図版解説『正倉院の書蹟』八八頁)が、「王勃詩序」の筆跡は光明皇后の「杜家立成」に似ており、元正天皇筆という確証もない。

【付記】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「書状文化の源流を求めて」(平成二四年度～二七年度、研究代表者黒田洋子)の研究成果の一部である。

(くらだ・ようこ 奈良女子大学古代学術研究センター)